

公益財団法人東邦銀行教育・文化財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東邦銀行教育・文化財団（以下「財団」という）と称する。

(事務所)

第2条 この財団は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

(目的)

第3条 この財団は、経済的理由のため就学が困難な福島県内の子弟に対する奨学金支援による社会有用な人材育成、並びに文化、スポーツに関する幅広い活動支援による豊かな地域文化の創造に務めることを目的とする。

(事業)

第4条 この財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学資金の給付
- (2) 文化、スポーツに関する調査、研究及び資料、情報の収集、提供
- (3) 文化、スポーツに関する研修会、講習会、講習会等の開催及び斡旋
- (4) 文化、スポーツに関する各種団体への助成及び顕彰
- (5) 機関紙等出版物の発行
- (6) 民芸品等の収集、展示及び管理
- (7) 前号の事業の用に供する施設の管理及び運営
- (8) その他、この財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産

(資産の構成)

第5条 この財団の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 会費
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(基本財産)

第6条 この財団の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、本財団の基本財産とする。

2 基本財産は、この財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理)

第7条 この財団の資産は理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

第3章 役員

(役員の設定)

第8条 この財団に、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上12名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長2名以内とし、必要があるときは、会長、副会長、専務理事及び常務理事を若干名おくことができる。

3 前項の理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、会長、副会長、副理事長、専務理事、常務理事、をもって同法第9条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事（以下理事長）及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事については、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

4 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

(理事の職務及び権限)

第10条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて、遅滞なくその旨を監督庁（福島県教育委員会）に届けなければならない。

(監事の職務及び権限)

第11条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第12条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。

4 理事又は監事は第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第13条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、これに堪えないとき。

(役員報酬等)

第14条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第4章 理事会

(構成)

第15条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第16条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の種類)

第17条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 第11条第2項の規定により、監事から請求があったとき。

(招集)

第18条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知する。

(議長)

第19条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(決議)

第20条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第22条 この財団に評議員6名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第23条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体の業務を執行するもの又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去になった者も含む）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者との財団及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠として選任するときは、その旨及当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第24条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第25条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

(構成)

第26条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第27条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第28条 評議員会は、定時評議員会として年に1回、毎事業年度の終了後の毎年度6月に開催する。他に必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

(招集)

第29条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第30条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(決議)

第31条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第8条の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第32条 評議員会の議事については、法令で定められるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する

第7章 審査委員会

(審査委員会)

第33条 この理事会は、第4条第1項第1号及び4号の事業を遂行するため、審査委員会を置く。

2 審査委員は、理事会が選任する。

3 審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 助成及び奨学資金給付基準の策定に関すること。

(2) 助成及び奨学資金給付候補者の選考に関すること。

(3) 助成内容の変更及び助成の取消に関すること。

(4) 奨学資金給付内容の変更及び奨学資金給与の取消に関すること。

(5) 顕彰基準の策定に関すること。

(6) 顕彰候補者の選考に関すること。

(7) 顕彰の取消に関すること。

(8) その他重要事項と認める事項。

4 審査委員会の運営については、理事会の決議を経て、別に定めるところによる。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第34条 この財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める規則によるものとする。

第9章 会計

(事業年度)

第35条 この財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この財団の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始前の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始前の日の前日までに監督庁に提出する。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、監督庁に報告（事業年度経過後3ヶ月以内）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第23条についても適用する。

(解散)

第41条 この財団は、基本財産の滅失によるこの財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この財団が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置)

第44条 この財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この財団の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、福島民報新聞に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この財団の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この財団の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

瀬谷 俊雄

4 この財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

杉 昭重

渡邊 州

安田 清敏

星野 珙二

三枝 通晃

真部 正美

内藤 清吾

武藤 政記

高山 隆

別表1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
定期預金	30,000,000円